⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの		
⑥洋上風力発電設備		
⑦水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑧特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑬地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
⑭地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑮バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
⑯森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの		
⑰森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの		
⑱木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（⑮から⑰まで及び⑲並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑲建設資材廃棄物を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑳一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって⑮から⑲まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉑特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４８円のもの		
㉒特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４２円のもの		
㉓特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４０円のもの		
㉔特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３９円のもの		
㉕特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３４円のもの		
㉖特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３２円のもの		
㉗特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２４円のもの		
㉘特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２０円のもの		
３．前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）（注３）		

（注１）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。
（注２）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの区分（表①～㉘）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。
なお、同じ再生可能エネルギーの区分であっても、導入年度により調達価格が分かれている場合、その調達価格毎に表を作成すること。
（注３）前年度に当該電気事業者が費用負担調整機関から法第２８条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。